

令和7年度 带状疱疹定期予防接種

1. 対象者

久留米市に住民登録があり、次の①又は②に該当し、予防接種を希望する者

①今年度中に、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳以上になる者

年齢	対象生年月日
65歳	昭和35年4月2日生～昭和36年4月1日生の方
70歳	昭和30年4月2日生～昭和31年4月1日生の方
75歳	昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生の方
80歳	昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生の方
85歳	昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生の方
90歳	昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生の方
95歳	昭和 5年4月2日生～昭和 6年4月1日生の方
100歳以上	大正15年4月1日以前生の方

②接種日当日、60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

※必ずマイナンバーカードなどで住所、生年月日・年齢を確認すること

※久留米市に住民登録がない者、実施期間外に接種した者、①②以外の者は対象外となる

※带状疱疹にかかったことのある者についても定期接種の対象とする

※定期接種の対象者が既に一部の接種を任意接種として行った場合は、残りの接種を定期接種として扱う
また、当該予防接種に相当する予防接種を任意接種で受けた方については、原則対象外となるが、医師が必要と判断した場合は対象者となり得る。

2. 実施方法

乾燥弱毒生水痘ワクチン：0.5mLを1回皮下注射する

乾燥組換え带状疱疹ワクチン：1回0.5mLを2か月以上の間隔を置いて2回筋肉内に接種する。ただし、医師が医学的知見に基づき必要と認めるものについては、1回0.5mLを1か月以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとする。

3. 接種上の注意点

- ・詳細については「予防接種ガイドライン」に沿って実施する
- ・带状疱疹ワクチンの交互相種については、認めない
- ・同時接種については、医師が特に必要と認めた場合に行うことができる

4. 料金

予防接種に要する費用のうち、乾燥弱毒生水痘ワクチンは3,000円、乾燥組換え带状疱疹ワクチンは1回あたり10,000円(計20,000円)を予防接種を受けた者の負担とする。

ただし、市県民税非課税世帯、生活保護受給世帯、中国残留邦人等の支援給付受給世帯に属する者については、証明書等がある場合は、費用負担を免除し、この費用を市が負担する。

5. 実施期間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

6. 予診票の記入及び接種済記録の記載

- ①予防接種を希望する者は、市が定める定期带状疱疹予防接種予診票に記入し、医療機関に提出する。また、被接種者が自署できない場合、本人の希望の確認を十分行い代筆者が署名する。この場合、必ず代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載する。(接種医師は代筆できない。看護師、受付事務員は可)
- ②予防接種を受けた者については、接種券(ハガキ)裏面の「带状疱疹ワクチン接種済証」欄に記載をする。

7. 添付書類及び確認書類

費用負担免除者（生活保護受給世帯・市県民税非課税世帯） ※詳細は別紙を参照ください。

次の①～⑥のいずれか1つで確認し、予診票に記載すること（①⑤⑥は予診票に添付、②～④は確認のみ）

①無料予防接種確認書 ※予診票に添付

（保健所保健予防課、南部保健センター、田主丸保健センター、北野保健師事務所、城島保健福祉センター、三瀧保健センターで無料発行。耳納・筑邦・高牟礼・千歳市民センターは申請のみ、後日保健所より郵送発行）

②介護保険料納付通知書（接種年度のもの、保険料段階1～3段階に限る）

・65歳の誕生日が1日の者は誕生日当月の中旬、2日以降の者は誕生日翌月の中旬に送付

③介護保険負担限度額認定証（有効期限内のもの）

④後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証（有効期限内のもの）

※マイナ保険証によるオンライン資格確認【区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）・区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）】も可

⑤生活保護受給証明書 ※予診票に添付（生活支援第1課・第2課で無料発行）

⑥〔中国残留邦人等支援受給世帯の方〕支援給付証明書 ※予診票に添付（生活支援第1課で無料発行）

【注意】・国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証は、世帯全員非課税とは限らないため、費用負担免除の対象とはならない

・上記②～⑥は、免除確認書類としての再発行はできません

60歳以上65歳未満の対象者 次の①～③いずれかを予診票に添付

①身体障害者手帳（疾病名、氏名等がわかるページ）の写し、②医師意見書、③診断書

8. 周知方法

対象の方には、4月下旬に『带状疱疹接種券兼 済証』（ハガキ）を送付予定。

対象者はハガキを持参されるので、マイナンバーカード等で本人確認を行うこと。

9. 注意事項

- 令和7年4月1日以降、定期予防接種としての対応は可能ですが、予診票・接種券等の配布が4月下旬になりますので、それまでの期間は以下の流れで対応をお願いします。

対応の流れ

- (1) 市からの個別通知（接種券）が届いた後の接種を勧奨する。
- (2) (1)に寄らず、早急に接種を希望される場合、市のホームページから予診票、説明書及び接種済証をダウンロードし、対応する。

◆接種券到着前の接種（上記(2)の場合）は、以下の項目を必ずご確認ください。

- ・対象年齢
- ・住民票所在地
- ・带状疱疹の接種履歴

【注意】対象年齢外の方、接種間隔や規定回数に間違いがあった場合は、定期予防接種として対応出来ません。

- 接種後は必ずハガキ裏面の「带状疱疹ワクチン接種済証」に記載をする。

【接種医療機関記載】带状疱疹ワクチン接種済証	
1回目[R 年 月 日]	2回目[R 年 月 日]
ロット番号	ロット番号
医療機関名	医療機関名

※2回目は、組み換えワクチンのみ

◆記載方法◆

- ✓ 該当するワクチンに○をつける。
- ✓ 接種日・ロット番号・医療機関名を記載する。

【注意】

- ✓ 生ワクチンは、2回目の接種はありません。
- ✓ 記載漏れ等により接種間隔・回数に間違いがあった場合は、定期予防接種として対応できません。必ず記載をお願いします。